

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和2年1月16日(木) 14時00分～15時15分
会 場	豊田市役所 東庁舎6階 教育委員会会議室
出席委員	(会長) 豊田市産業部農林振興室長:室長 高部 広明 愛知県豊田加茂農林水産事務所 農政課:主幹 小高 久佳 あいち豊田農業協同組合 営農企画課:課長 原田 成人 豊田農事組合法人会:会長 杉浦 俊雄 豊田市農業委員会:事務局長 岡本 武久 豊田市産業部農林振興室 農地整備課:課長 宮田 昌和 (副会長) 豊田市産業部農林振興室 農政課:課長 谷原 美保 (オブザーバー) 愛知県豊田警察署 生活安全課:警部 石河 宏明
欠席委員	豊田土地改良区:事務局長 野場 嘉輝 (オブザーバー) 愛知県足助警察署 生活安全課:警部補 久嶋 康弘
事務局	農政課 副課長 小澤 真里 副主幹 永田 光浩 担当長 大上 良典 主 査 中村 大樹 主 事 太田 美紗子

【目的】 ・ 協議会の役割（農用地の適正な保全に向けた方向性や目的）の共有

・ 関係機関の連携の必要性

【結果】 ・ 農用地の適正な保全を図るため、本協議会（実務者・代表者会議）を継続して開催していくことの合意を得た。

【1 挨拶】

（高部会長）

旧来から農振除外については、関係法令に基づき、農協や関係土地改良区の意見をいただきながら、愛知県との協議のうえ同意をいただき、最終的な判断を豊田市が行っている。

農振除外の要件が抽象的であるがゆえ、農振除外の相談があった早い段階から、関係者が一堂に集い、農業振興上の支障や課題、調整事項を共有することが、適正な農用地の保全に資するとの思いから、平成31年1月に、関係者調整会議を試行開催した。今回は、前回開催時の反省を踏まえ、「豊田市農業振興地域保全対策協議会」という組織・仕組みでもって、農振整備計画の変更事務など、農用地等の適正な保全を図っていきたいと考えている。

本協議会は、昨年12月に実務者会議を開催し、個別案件の情報共有を行った。本日はその上位にあたる代表者会議で、今後の農用地の適正な保全に向けた方向性や目的に対する合意、及び関係機関の連携強化をお願いしたい。

【2 委員自己紹介】

各委員自己紹介

【3 豊田市農業振興地域保全対策協議会 概要説明】

（事務局）大上担当長説明

（1）農振法の概要について

1、農地について

- ・ 農地には、田畑、果樹園、採草放牧地があり、農業振興地域の整備に関する法律や農地法などの法律により開発行為が規制されている。
- ・ 手続きをせずに開発を行った場合にはそれぞれ罰則規定がある。
- ・ 農地は、市街化区域内の農地とそれ以外の区域の農地に大きく分かれるが、一般的に市街化調整区域内の農用地区域内の農地が最も農業に適した農地とされている。
- ・ 農地に住宅、工場、物流施設等を建設する場合は、農振除外や農地転用の手続きが必要となる。

2、農業振興地域整備計画について

- ・ 国が「農用地等の確保等に関する基本方針」を、県が「農業振興地域整備基本方針」をそれぞれ策定し、市が「農業振興地域整備計画」を定める。その中で、守るべき農地、農用地区域を指定している。

- ・農用地は、原則、開発行為を禁止しており、開発が可能であっても農振除外の要件を満たす必要がある。

3、農業振興地域整備計画変更のポイントについて

- ・農振除外は、農振法上の5要件をすべて満たす必要がある。
- ・農地で事業を行わなければならない必要性や、他法令の許可見込み、事業用地の区域取り、農業従事者や土地改良施設への影響の有無、圃場整備の状況などにより総合的に判断している。
- ・最初に、事業の必要性と適当性、農用地以外に事業を実施できる土地がないことについて、審査を行っている。
- ・集団化している農地は、農作業の効率化が図られ、ひいては営農者の規模拡大につながることを踏まえ、農振除外が認められる区域については、農用地の周辺部であることや農用地を分断しないことを求めている。

(2) 協議会の目的・体制について

- ・協議会の目的は、農用地の適正な保全を図ること。
- ・適正な保全とは都市的な土地利用との調和を図りつつも関係機関がお互いの役割やその限界を理解したうえで農用地を守るという考え方である。
- ・農地には、甲種、1種、2種、3種というものあり、そのなかでも集団性の高い甲種、1種での開発行為の相談について、周囲の開発が進んでいることが多い2種、3種の農地に誘導していくということも一つの対策なるのではと思っている。
- ・いずれにしても適正な保全を進めるうえで、関係機関内での情報や考え方の共有、円滑な連携・協力は欠かせないものと考えている。
- ・次に体制について、現時点で、7つの機関に参画いただき、市内2か所の警察署にもオブザーバーとして協力をいただいている。
- ・参画機関の方は、それぞれの役割や立場に違いがあるかと思うが、農用地、農地を保全・確保したいという思いは共通していると思っている。
- ・情報の共有や組織間の相互理解など、粛々と行うことばかりだが、こういった小さなことを積み上げ、農用地の適正な保全に向けて取り組みたい。
- ・オブザーバーとしてご出席いただいた警察署におかれては、客観的な視点で協議会を見守っていただくお立場となる。
- ・本協議会で取り扱う農振法や農地法違反以外の、例えば不法投棄や恐喝など他の法律が適用される部分においても、警察署の方に情報をつなげる仕組みができることで、各機関の担当者が安心して業務に取り組めるようになるのではと考えている。
- ・本日の会議は、代表者会議に位置づけられ、各機関を代表する委員により、農用地の適正な保全に向けた連携の在り方や、方向性の共有を図っていただく。
- ・それにより、関係機関同士の理解とつながりが強化され、ひいては実務担当者の協議環境が今以上に整うものと考えている。

- ・実務者会議は、個別相談案件について、相談内容の共有、対応方針の協議を実務担当者レベルで行う会議となっている。
- ・なお、協議会全体に守秘義務を課させていただいているため、本来は、市職員の守秘義務の観点から、ある機関にとって非常に必要かつ重要であっても情報提供することができなかったが、協議会を活用することで情報共有が可能となり、予防的な対応ができ、事態が深刻化する前に関係者間で調整ができるようになる。
- ・また、関係機関全体で案件対応することにより、各機関の実務担当者個人の負担も軽減されるものと思っている。

(3) 協議会の進め方について

- ・代表者会議は、年1回の開催で、令和2年度は7月頃の開催を予定している。
- ・実務者会議は、農政課や他の関係機関に相談があった場合、その都度、担当者間で日程調整したうえで実施するので、フレキシブルかつスピード感を持った会議体となる。
- ・今後、この協議会の仕組みを生かし、農振除外に係る開発相談に対し、各関係機関の皆さまの立場と役割を理解し、ご意見も伺いながら農政課として責任ある判断を行うとともに、農用地の適正な保全に努めていく。

(谷原副会長)

事務局の説明に補足

- ・憲法第29条において、個人の財産権が保障されていることから、個人の土地活用に対し農振法や農地法による規制で農地保全を強制することができない。
- ・豊田市、特に南部地域には旺盛な開発ニーズがあり、農用地が対象となることが多い。農振法上5要件が整理され、必要書類の提出があった場合は、農振除外、農地転用を受付せざるを得ず、農地を守る立場として苦慮している。地域においても農地保全に対する意識が年々低下している。
- ・この協議会を積極的に活用し各機関の相互理解や情報共有を図る中で、農振除外の5要件を改めて精査し、より審査の精度を高めていきたい。農業振興の観点、営農者・農地の集団性を守る視点をはじめ、日照や通作路の確保など営農に直結する課題も考慮しながら、より営農実態に合わせた判断をしていかななくてはならないと考えている。
- ・財産権が保障されている以上全ての開発を止めることはできないが、協議会参画機関が団結して取り組むことで開発に対して見えない抑止力が働くなど、1歩ずつ農地の適正な保全に向けて取り組んでいきたい。関係各機関の役割の中で力をいただけるようご協力をお願いしたい。

« 質疑なし »

【4 協議事項】

○豊田市農業振興地域保全対策協議会設置要綱について

(事務局) 大上担当長説明

- ・この要綱は、協議会を設置するうえでの、組織や会議体の取り扱いの基準について定めたものである。
- ・第1条は、この要綱の趣旨について
- ・第2条は、協議会の設置とその目的について
- ・第3条は、協議会で取り扱う所掌事務について
- ・第4条は、組織、協議会メンバーについて
- ・第5条は、会長、副会長の職務について
- ・第6条は、協議会委員の任期について
- ・第7条は、代表者会議、第8条は、実務者会議の進め方や会議の公開、非公開について
- ・第9条は、オブザーバーについて
- ・第10条は、委員の皆様の守秘義務について、第11条は、協議会庶務について
- ・こちらに、記載がなく、必要となった事項については、第12条の規定により、委員の皆さまに協議していただくこととなる。
- ・この要綱については、令和元年11月1日より施行し、すでに実務者会議の実施や委員委嘱の手続きを進めさせていただいている。

« 質疑 »

(豊田警察 石河委員)

- ・第9条オブザーバーについて、「専門的知見から審議に関する助言または協力を行う」とあるが、審議の結果に警察の知見が影響を与える可能性があるのか？
→ (事務局) 審議に直接影響を与えるものではないが、市や各機関がコンプライアンスを守れるように客観的な視点で見えていただきたい。また、不法投棄・恐喝といったものについて、警察の力を借りることのできるものかどうか、情報共有を行うなかで助言をいただけたらと思っている。
- ・審議に影響を与えるというよりも、その前段階で違法性の有無等を判断するということか。
→ (事務局) その通り。

【5 報告事項】

○農振除外相談事例紹介

(事務局) 中村主査説明

→「資料：農振除外相談事例報告（非公開）」

(高部会長) すべての議題について終了。

« 各委員意見 »

(JA 原田委員)

- ・優良農地が転用により失われることは止まらないと感じており、致し方ないという思いもある。ただ、そこで農業を行い生活している方から、「優良農地は残してほしい」という声がある。
- ・農家の経営のためや、担い手への集約を進めていくためにも優良農地の整備をやってもらえるとありがたい。

(法人会 杉浦委員)

- ・農業している立場としては、営農を続けていける状態であることが大前提。除外の相談があった際に、担い手に影響のない場所に誘導できるようなシステムがこの協議会でできればと思う。
- ・時代の流れとして農地が減少するのは致し方ない。その中で担い手がどのように農業で生計を立てていくかが重要になってくる。しかし、農地減少があまりにも止まらないとなると、担い手が離農を考えざるを得なくなり、農地の管理を行う者がいなくなるのが危惧される。
- ・農地を守るということの重大さを認識してほしい。
- ・地主の農地を売りたいという意欲が高まってきているため、農地の重要性・必要性をアピールしてほしい。

(豊田警察 石河委員)

- ・警察としての直接的な関わり方はまだ見えてこないが、除外の審査というよりも、そこは別の問題で協力できることがあると思っている。

(農委 岡本委員)

- ・農業委員会は農転、農地利用最適化等やるべきことが多く、苦慮しているが今後もしっかりやっ
ていこうと思う。

(農整 宮田課長)

- ・この協議会と開発の事前審査・土対の関係はどのようになるのか？
→ (事務局) 県・市土対の前の除外可否判断の際に、この協議会(実務者会議)で情報共有を行う。開発の事前審査については、開発手続条例に基づく事務になるため個別で対応を行うこととなる。

(県農政 小高委員)

- ・事例報告にもあった「区域取りだけでなく、周辺の営農意欲を踏まえ判断する」という部分が、市の担当者にとって非常に難しいところ。
- ・農振法というのは土地規制の法律ではなく、いかに農業の振興を図るかということを整備する法律。その法律に基づき、豊田市が計画策定し、色々な事業が動いていく。土地規制の法律のように見えるのは、農地法の中で「農用地は転用許可不相当」とあるから。
- ・優良農地を示しているのが農振図。この会では農用地＝優良農地をいかに保全していくかを協議していただきたい。
- ・開発圧力は非常に高いが、土地利用というのは公共的な利益を考える必要がある。農業振興についても、公共的な利益があるので線・面整備を行ったり、補助金が下りるので農用地区域で JA

のカントリーエレベーターの建設を行ったりしている。農用地が減少することで農業の振興ができなくなってはいけないため、優良農地をしっかりと保全する必要がある。しかし、すべての除外申請をはねることはできないため、市はそれぞれの案件について互いの利益のバランスを見つつ、農業的な利益を踏まえて検討を行わなければならない。市の負担が大きい法律であるため、この協議会が設立されている。

- ・それぞれの利益の中で農業振興を推進したい者の集まりであるため、市の担当者にたくさん知恵を授けていただきたい。今後もこの協議会を活用してほしいと思っている。

【6 その他】

○農業振興地域整備計画の変更に関する情報提供

(事務局) 大上担当長から説明

- ・市の定住対策を踏まえ、山村地域の農振除外審査を緩和した。この方針を農振整備計画にも反映させるために、計画見直しを1年前倒しした。